

<変更点>

- (1) 同一労働同一賃金（規模 100 人以上は 2020 年度、中小は 2021 年度から）
 - ・通常の労働者と短時間、有期雇用労働者との待遇において、不合理な待遇格差をなくし、均等、均衡待遇を図る
- (2) 年次有給休暇を年 5 日取得させる義務
 - ・ 5 日取得義務の対象者は、年休を 10 日以上付与される労働者（パート含む等）
 - ・ 5 日以上取得義務と使用者による時季指定権明記、取得・振替手続き
- (3) 育児介護休業法関連
 - ・厚生労働省発行のモデル規程例を利用し、労使協定により除外できるものを全て除外し独自の条文で構成すると時として適用漏れが出る恐れがあるため厚生労働省のモデルを採用
 - ・一定の事情のもと、子が 1 歳 6 カ月又は満 2 歳に達するまで育休延長
 - ・子の看護休暇、介護休暇を半日単位で取得可能に
- (4) 賃金規程（不利益変更該当する場合は注意が必要）
 - ・給与項目を体系化し、時間外割増や欠勤控除、日割計算の計算式を明記
 - ・賃金額の決定方法を検討ならびに手当等の支給要件に関する書き方を修正し、固定残業代の例を記載
 - ・短時間勤務の適用を受ける場合の賃金の計算方法を記載
- (5) 労働時間制度、労働時間管理に関する規定の追加
 - ・休憩時間の時間帯を園児降園後の時間帯に設定
- (6) 服務規律
 - ・幼児教育機関たる幼稚園の教職員としての自覚高揚、誠実勤務、ハラスメント禁止（パワハラも含む）、個人情報・特定個人情報の取扱い、パソコン、インターネット、SNS の利用に関する規定、出退勤
- (7) 休職制度（無期転換職員にも適用される）
 - ・休職事由として私事休職等の追加、休職期間中の責務、私傷病休職にかかる復職基準の追加
- (8) 懲戒
 - ・懲戒処分手続の簡素化（手続を煩雑にすることによる弊害）
- (9) 安全衛生
 - ・事故災害防止、施設管理に関する規定追加
- (10) 契約職員規則
 - ・契約職員は、一般に雇用目的（契約職員に求める職務上の役割）が限定されているため、募集や労働契約締結の段階で、限定内容を明確にする

以 上